平成２６年（フ）第８６号
千葉県我孫子市湖北台７丁目20番82―507号
債務者　五十嵐敬子（旧姓荒井）
1　決定年月日時　平成26年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月26日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第１１５号
千葉県柏市布施新町３丁目16番６号
債務者　森　　浩司
1　決定年月日時　平成26年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月26日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第１３２号
千葉県松戸市串崎新田73番地　サンコーポラス串崎１棟301号、申立時の住所千葉県松戸市串崎新田73番地　雇用促進住宅２棟402号
債務者　古川美穂子
1　決定年月日時　平成26年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月26日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第１５１号
千葉県松戸市西馬橋３丁目29番地の11
債務者　湯川　　励
1　決定年月日時　平成26年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月26日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第１６０号
千葉県松戸市小金原５丁目20番地の１　ハイツオオクマＢ―203号
債務者　戸来由美子
1　決定年月日時　平成26年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月26日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第７号
石川県七尾市矢田町３号161番地３
債務者　岡野　美幸（旧姓久井）
1　決定年月日時　平成26年４月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月26日まで
金沢地方裁判所七尾支部

平成２６年（フ）第１３３号
兵庫県西宮市枝川町１番149―108号
債務者　堀　小夜子
1　決定年月日時　平成26年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月26日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第１３７号
兵庫県西宮市産所町１番１―401号
債務者　市原　眞弓
1　決定年月日時　平成26年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月26日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第１８０号
兵庫県芦屋市大東町５番９―101号、前住所神奈川県厚木市妻田北４丁目５番27号カーサデルソルＣ
債務者　吉田　幸代
1　決定年月日時　平成26年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月26日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第７７号
北九州市八幡西区小鷺田町８番10―103号
債務者　田島　伸二
1　決定年月日時　平成26年４月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月26日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第１１３号
福岡県遠賀郡遠賀町大字上別府1872番地　静光園
債務者　有田みね子
1　決定年月日時　平成26年４月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月26日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第１７２号
北九州市小倉北区片野２丁目２番21―205号
債務者　野中　美希
1　決定年月日時　平成26年４月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月26日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第２１４号
神戸市北区山田町上谷上字古々山29番地の68、従前の住所神戸市北区山田町下谷上字池ノ内25番地の１　フレッツァ神戸山田Ｂ―110
債務者　森　　健次
1　決定年月日時　平成26年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月27日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２３２号
神戸市兵庫区荒田町３丁目52番10号　コーポ山本202号
債務者　中間　由香
1　決定年月日時　平成26年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月27日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２３５号
神戸市灘区岩屋中町２丁目６番４―203号、従前の住所沖縄県那覇市首里平良町２丁目90番地　レオパレスグレースＹＯＧＩ204
債務者　桝田　大介
1　決定年月日時　平成26年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月27日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２７８号
神戸市垂水区東垂水３丁目16番12号
債務者　流　　信子
1　決定年月日時　平成26年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月27日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２７９号
神戸市垂水区日向２丁目６番17号　サン中野・日向301号
債務者　石橋　茂政（旧姓渡辺）
1　決定年月日時　平成26年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月27日まで
神戸地方裁判所第３民事部